

平成十七年一月十三日（木曜日）

議事日程に同じ

議事日程第二号

出席議員（三十七名）

平成十七年一月十三日（木）午前十時開議

- 第一 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙
- 第二 十和田地区環境整備事務組合議会議員の選挙
- 第三 十和田地区食肉処理事務組合議会議員の選挙
- 第四 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙
- 第五 小川原湖広域水道企業団議会議員の選挙
- 第六 十和田市選挙管理委員の選挙
- 第七 十和田市選挙管理委員補充員の選挙
- 第八 十和田市農業委員会委員の推薦について
- 第九 発議第 四号 市長が専決処分することのできる事項の指定について
- 第十 議員派遣の件について
- 第十一 総務文教常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件について
- 第十二 観光経済常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件について
- 第十三 民生福祉常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件について
- 第十四 建設常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件について
- 第十五 議会運営委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

一番	堰野端展雄君
二番	紺野忠明君
三番	鳥越正美君
四番	張摩博子君
五番	下川原鉄男君
六番	桜田博幸君
七番	工藤正廣君
八番	赤石花男君
九番	田中重光君
十番	川村慎一君
十一番	野月一正君
十二番	下山明雄君
十三番	岩城康一郎君
十四番	今泉勝博君
十五番	相馬真子君
十六番	漆畑善次郎君
十七番	石橋義雄君
十八番	小川洋平君
十九番	東秀夫君
二十番	市澤善一君
二十一番	野月誠君
二十二番	赤石継美君
二十三番	畑山親弘君
二十四番	米田由太郎君

欠席議員（一名）

二十五番	折田俊介君
二十六番	織川貴司君
二十七番	小笠原光君
二十八番	野月一博君
三十番	沢目正俊君
三十一番	杉山道夫君
三十二番	江渡龍博君
三十三番	山本富雄君
三十四番	角本瑞世君
三十五番	戸来伝君
三十六番	竹島勝昭君
三十七番	野月忠見君
三十八番	豊川泰市君

説明のため出席した者

市長職務執行者	渡部毅君
収入役	嶋脇靖二君
職務代理者	嶋脇靖二君
総務部長	加賀利生君
企画財政部長	大川晃君
民生部長	村山誠一君
健康福祉部長	金澤孝明君
経済部長	安田喬君
建設部長	小笠原一幸君

職務のため出席した事務局職員

上下水道部長	東昭悦君
病院事務局長	佐々木隆一郎君
総務部理事	奥義男君
（総務課長 事務取扱）	
総務部理事	豊川繁美君
監査委員	
事務担当	
経済部理事	中野渡崇君
農業委員会	
事務担当	
選挙管理委員会	佐々木一吉君
委員	
選挙管理委員会	
事務局局長	外山國雄君
教育委員会	中野正志君
委員	
教育委員	中野正志君
部長	
教育部長	気田武夫君
教育部長	佐々木淳一君

事務局局長	芋田剛
次長	立崎健二
参事	久保田博衛
次長補佐	石川原定子
主査	中村淳一

午前 十時 二十分 開議

○議長（豊川泰市君） 出席議員は定足数に達していませんので、会議は成立いたしません。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第二号をもって進めます。

日程第一 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙  
日程第五 小川原湖広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（豊川泰市君） 日程第一、十和田地域広域事務組合議会議員の選挙、日程第二、十和田地区環境整備事務組合議会議員の選挙、日程第三、十和田地区食肉処理事務組合議会議員の選挙、日程第四、上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙、日程第五、小川原湖広域水道企業団議会議員の選挙を一括して行います。

お諮りします。各事務組合議会議員の選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定による指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。それでは、指名します。十和田地域広域事務組合議会議員に一番壇野端展雄君、四番張摩博子君、八番赤石花男君、十七番石橋義雄君、

三十一番杉山道夫君、三十二番江渡龍博君、三十三番山本富雄君、十和田地区環境整備事務組合議会議員に二十三番畑山親弘君、十和田地区食肉処理事務組合議会議員に五番下川原鉄男君、六番桜田博幸君、十六番漆畑善次郎君、十八番小川洋平君、二十六番織川貴司君、三十五番戸来伝君、上北地方教育・福祉事務組合議会議員に二十四番米田由太郎君、小川原湖広域水道企業団議会議員に十番川村慎一君、以上のとおり指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました議員をそれぞれの事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員がそれぞれの事務組合議会議員に当選されました。当選されました議員が議場にありますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。

日程第六 十和田市選挙管理委員の選挙

○議長（豊川泰市君） 日程第六、十和田市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定による指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。選挙管理委員には古館實君、青山令子君、高屋實君、齋藤美悦君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました古館實君、青山令子君、高屋實君、齋藤美悦君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

#### 日程第七 十和田市選挙管理委員補充員の選挙

○議長(豊川泰市君) 日程第七、十和田市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定による指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。選挙管理委員補充員には藤本功雄君、小笠原喜代美君、太田敏男君、佐々木義武君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました藤本功雄君、小笠原喜代美君、太田敏男君、佐々木義武君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

暫時休憩します。

(除斥対象議員退場のための休憩)

午前 十時二十七分 休憩

午前 十時二十八分 開議

○議長(豊川泰市君) 休憩を解いて会議を開きます。

#### 日程第八 十和田市農業委員会委員の推薦について

○議長(豊川泰市君) 日程第八、十和田市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は三人とし、九番田中重光君、

十四番今泉勝博君、三十四番角瑞世君、以上の方を推薦したいと思  
います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（豊川泰市君） 〔ご異議なしと認めます。〕

よって、議会推薦の農業委員は三人とし、九番田中重光君、十四番  
今泉勝博君、三十四番角瑞世君、以上の方を推薦することに決定しま  
した。

暫時休憩します。

（除斥対象議員入場のための休憩）

午前 十時二十九分 休憩

午前 十時 三十分 開議

○議長（豊川泰市君） 休憩を解いて会議を開きます。

日程第九 発議第四号 市長が専決処分す  
ることのできる事項の指定について

○議長（豊川泰市君） 日程第九、発議第四号 市長が専決処分するこ  
とのできる事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。本案については、会議規則第三十七条第二項の規定  
により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありま  
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（豊川泰市君） 〔ご異議なしと認めます。〕

よって、発議第四号については提案理由の説明を省略することに決  
定しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

三十一番

○三十一番（杉山道夫君） 一点は、今一般の商品については消費税が

含まれた価格表示に変わりましたね。したがって、契約等もこれまで  
は元金があつて、その後実際契約金額に消費税部分が足ささるのだけ  
れども、今後の考え方は消費税を内包するという、それがこういうこ  
とまでも共通した適用になって、金額は消費税込みで見ると、これ  
までのように離して見るか、これが第一点。

第二点は、契約をする。そして、再度追加をします。これが百分の  
五以内、一方では金額も上がる。再追加、一度追加したのにさらに二  
回か三回かわからないけれども、工事の事情の変化によって再追加が  
あつたときのその見方は、それぞれ一回ごとに見るのか、あるいはそ  
の時点における契約金額は、例えば二回目の追加があれば一回目の追  
加を加えて見るのか、そこら辺の解釈はどのようになるのですか。

○議長（豊川泰市君） 暫時休憩します。

午前 十時三十二分 休憩

午前十一時 二十分 開議

○議長（豊川泰市君） 休憩を解いて会議を開きます。

ただいま休憩中に議会運営委員会を開催し、ただいまの事項につい  
て確認をいたしましたので、再度皆さんにお諮りをいたします。  
提出者から補足説明があります。

三十番

○三十番（沢目正俊君） ただいまの件についての補足説明として、入  
札金額については消費税を含んでおりませんけれども、契約金額には  
消費税を含んでおります。また、変更したときには、一回目の金額を  
含んだ金額の範囲での指定と解釈いたしております。

以上です。

○議長（豊川泰市君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「異議なし」と認めます。

よって、発議第四号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第十 議員派遣の件について

○議長(豊川泰市君) 次に、日程第十、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「異議なし」と認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付してあります議員派遣の件のとおり決定しました。

日程第十一 総務文教常任委員会における  
特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件  
について、日程第十五 議会運営委員会に  
おける特定事件調査事項の閉会中の継続調

#### 査の件について

○議長(豊川泰市君) 次に、日程第十一、総務文教常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件についてから日程第十五、議会運営委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件についてまでの特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件五件を一括議題とします。

総務文教、観光経済、民生福祉、建設の各常任委員長並びに議会運営委員長から、各委員会における特定事件調査事項について会議規則第百四条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。日程第十一から日程第十五までの特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件五件については、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市君) 「異議なし」と認めます。

よって、日程第十一から日程第十五までの特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件五件については、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 閉 会

○議長(豊川泰市君) 以上で本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

以上をもちまして、平成十七年第一回十和田市議会臨時会を閉会します。

まことにご苦労さまでした。

午前十一時二十四分 閉会